

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表四十六号の項中「二番の一」を「二番一」に改め、同表四十九号の項中「沼ノ平」を「沼平」に改め、同表百八号の項中「三十三番二」を「三十三番六」に改め、同表百十二号の項中「二百四十一番二百六十八」を「二百四十一番二百三十五」に改め、同表百十三号の項中「岩船郡荒川町大字坂町」を「村上市坂町」に、「二千九百七十七番の一」を「二千九百七十七番一」に改め、同表百五十七号の項中「下堤町四十三番二」を「青草町八十八番」に改め、同表百五十九号の項中「下堤町四十三番」を「青草町八十八番」に改め、同表三百十九号の項中「七百七十番一」を「七百六十七番三」に改め、同表四百八十一号の項中「りんくう往来北一番」を「泉州空港北一番二」に改める。

附 則

この政令は、平成二十一年三月二十六日から施行する。

理由

関西国際空港への円滑な道路交通の確保を図るため、一般国道四百八十一号の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。